

# 店頭回収によるペットボトルの 再生利用の促進について

平成27年3月9日

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

# 店頭回収によるペットボトルの再生利用の促進について

## 御要望いただいた内容

店頭回収されたペットボトル等を廃棄物処理法第14条第1項但書に定める「専ら物」とすることにより、収集・運搬に際し、都道府県知事の許可取得を不要とし、全国で統一された効率的なリサイクルが可能とすること。

## 環境省の考え方

店頭回収によるペットボトルの再生利用を進めるため、一定の要件を満たした事業者により店頭回収されたペットボトルの収集・運搬に関して、廃棄物処理業の許可が不要となる再生利用指定制度の活用等について、早急に中央環境審議会において議論を進めることとしたい。

# 容器包装リサイクル制度に関する合同審議会 における検討

## 検討状況

容器包装リサイクル法の見直し規定に基づき、容器包装リサイクル制度に関する合同審議会において、容器包装3Rの促進方策について、現在検討を進めているところ。

今後、ペットボトルの店頭回収の取扱いについても主要な論点として議論を進めることとしたい。

### (参考) これまでの主な審議状況

日時	回数	テーマ
平成25年9月	第1回	容器包装リサイクル法の施行状況について等
平成25年12月	第5回 第6回	関係者からのヒアリング(日本チェーンストア協会、PETボトルリサイクル促進協議会、廃PETボトルリサイクル促進協議会)
平成26年3月	第8回 第9回	ヒアリング意見を踏まえた自由討議 論点整理(案)について
平成26年6月	第12回	ペットボトルの循環利用、指定法人のあり方について等
平成26年7月	第13回	ペットボトルの循環利用、指定法人のあり方について等

# 容器包装リサイクル制度に関する合同審議会 における検討

## 今後の主な検討のポイント

廃棄物処理法上の法的取り扱いの明確化(市町村が処理責任を負う一般廃棄物、又は排出事業者が処理責任を負う産業廃棄物のいずれに該当するか)

ペットボトルの店頭回収の促進方策(廃棄物処理法上の許可が不要となる再生利用指定制度の活用等)

## 今後の予定

上記の論点について、現在、関係団体等と意見交換を行っているところであり、今後速やかに合同審議会において御議論いただき、報告書を取りまとめる予定。

合同審議会の報告書を踏まえ、環境省としての考え方を整理し、法的位置づけ及び再生利用指定制度の活用等について、必要な措置を講ずることとしたい。

# (参考) 再生利用業者の指定制度について

## 制度の概要

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物又は都道府県知事が認めた産業廃棄物については、市町村長又は都道府県知事の指定により廃棄物処理業の許可を不要とするもの。

産業廃棄物にあつては、当該指定には、「個別指定」と「一般指定」がある。

## < 産業廃棄物に係る再生利用業者の指定制度について >

### 個別指定

指定を受けようとする者の申請を受けた上で、指定の審査の結果、個別指定の基準に適合していると認められるときには、再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、再生輸送業者又は再生活用業者として指定するもの。

個別指定の基準としては、以下のような基準がある。

- ・ 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処理の委託を受けること。
- ・ 処理の用に供する施設及び申請者の能力が産業廃棄物処理業の許可の基準に適合すること。
- ・ 処理において、生活環境保全上の支障が生じないこと。
- ・ 欠格要件に該当しないこと。

### 一般指定

都道府県等内において同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、産業廃棄物処理業を行う者を指定するもの。

## (参考) 「専ら物」としての取扱いについて

### (「専ら物」への該当性)

- ペットボトルのうち一般廃棄物に該当するものについては、容器包装リサイクル法の下、市町村の公費負担による回収・分別作業等によって、はじめて再生利用が担保されている状況。
- 一方、ペットボトルのうち産業廃棄物に該当するものについては、同様の仕組みはなく、市場原理に委ねて取引を行った場合、再生利用に回らなくなるおそれ。特に、ペットボトルの需要は、海外需要に大きく影響を受け、需要が低迷した場合、再生利用に回らなくなるおそれが大きい。

### (適正処理の確保の観点)

- ペットボトルを「専ら物」として取り扱うこととした場合、悪質な事業者であっても許可不要となるだけでなく、廃棄物処理法に基づく収集・運搬基準等の処理基準の適用対象外となるため、環境保全上も問題。

# (参考) 容器包装リサイクル法によるペットボトルの回収ルート

